

浄化槽を快適にお使いいただくために 定期的な清掃をお願いいたします。

浄化槽法では浄化槽管理者（設置者）に以下のような義務を課しており、守らなければ法令で罰せられる場合があります。

なによりも、浄化槽の機能を活かすために必要不可欠です。

1. 保守点検

浄化槽の機械の点検、修理や消毒剤の補給、清掃時期の判定などを行います。

これには専門的な知識が必要ですが、県知事の登録を受けた「浄化槽保守点検業者」に委託することができますので、人槽や処理方式によって年に定められている回数以上を実施してください。

2. 清掃

浄化槽内にたまった汚泥などを抜き取り、機械類を洗浄したり、掃除する作業です。

市長の許可を受けた「浄化槽清掃業者」に委託して、年1回以上（全ばっ気型浄化槽は半年に1回以上）実施してください。

3. 法定検査

浄化槽法に定められた浄化槽の設置状況、処理水の水質などの検査です。

(1) 浄化槽法第7条による設置後検査

浄化槽を新たに設置したとき、使用開始後4か月から8か月の間に、県の指定検査機関による設置後検査を受けてください。

(2) 浄化槽法第11条による定期検査

浄化槽を使っている間、年1回、県の指定検査機関による定期検査を受けてください。

栃木市役所 岩舟総合支所
生活環境課 生活環境交通担当
TEL：55-7763